

尾張旭市監査公表第18号

平成29年3月30日付け尾張旭市監査公表第13号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成29年4月28日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

市民活動課

監査の指摘事項	措置状況
柏井集会所雨樋取替工事において、見積書を徴収した結果、契約金額が30万円以下であることを理由に予定価格の決定が省略されているが、参考見積及び契約に際し徴収した見積書2通のうち1通が30万円を超えることから、事前に仕様書設計書等により工事費用を積算し、契約金額が30万円以下になることを明らかにした上で、予定価格を省略する必要がある。	契約等事務の執行にあたっては、尾張旭市契約規則を順守し、より適切な事務の執行に努めます。